

広告物景観形成地区の指定

平成23年7月1日
告示第329-5号

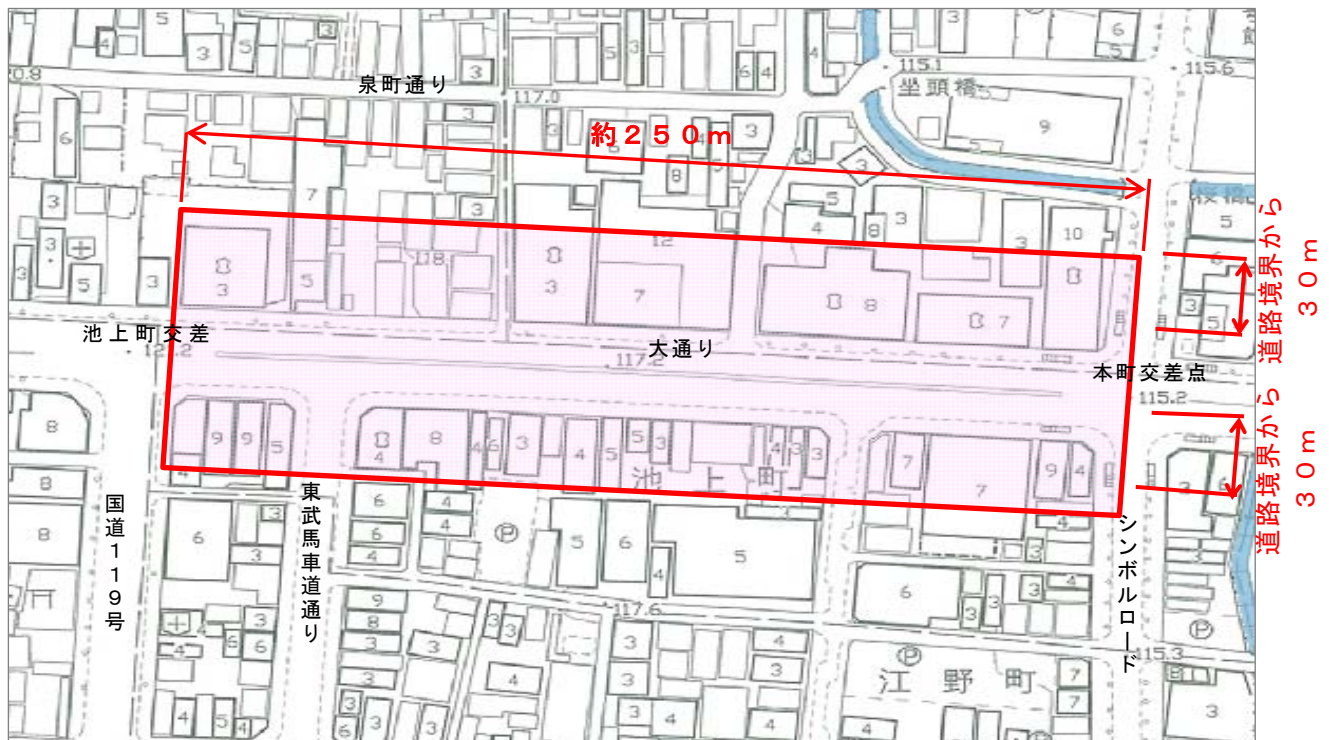
宇都宮市屋外広告物条例（平成7年条例第49号）第3条の2第1項の規定により、広告物景観形成地区を指定し、及び同条第2項の規定により当該広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準を定めたので、同条例第12条の規定により、次のとおり告示し、平成23年7月2日から適用する。

1 広告物景観形成地区の名称

大通り池上町地区

2 広告物景観形成地区を指定する土地の区域

宇都宮市池上町、泉町、本町の各一部であって別図に示す区域（約2.3ha）



広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成基準

1 基本方針

大通りは、県都・宇都宮を代表する目抜き通りとして、宇都宮の個性を活かした50万都市のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観の形成が求められる重要な空間である。

このような景観を実現するため、大通り全体を、駅西口地区、宮の橋地区、大工町地区、馬場地区、池上町地区の5地区に分け、大通り全体の統一感ある景観の形成とともに、各地区の特徴を活かした景観の形成を進めるものである。

大通り池上町地区は、地元商店街と県・市が連携を図り、店舗のファサード整備を実施し、魅力ある景観の形成が行われたところであり、この景観を保全し、より一層の景観の形成を進めるため、当該地区を「広告物景観形成地区」に指定するものである。

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針は、次のとおりとする。

(1) 基本目標

宇都宮のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観に配慮した広告景観の形成を図る。

(2) 基本的考え方

大通り地区は、多くの人々が集う場であることから、歩いて楽しい魅力ある街並みを形成するとともに、宇都宮の顔としての落ち着いた風格ある街並みを形成するため、歩行者に近い建築物低層階にある屋外広告物では、個性を活かしたデザインの誘導を行い、まちの賑わいを創出し、大通りの見通し景観や中遠景を形成する建築物中高層階の屋外広告物では、色彩などについて適切な規制を行い、洗練された質の高いデザインの誘導を行いまちの風格を創出する。

2 基準

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準は、別表第1(3)大通り池上町地区に定める基準によるものとする。

3 経過措置

この基本方針及び基準の施行の際、現に大通り池上町地区において宇都宮市屋外広告物条例の規定により表示し、又は設置している屋外広告物については、これらを変更し、又は改造するときまでは、当該基本方針及び基準にかかわらず、引き続き表示し、又は設置しておくことができる。

別表第1

(3) 大通り池上町地区

種類	区分 基準	全域
屋上広告物		<p>表示してはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 表示内容が文字又は記号で、かつ、地色が白又は建築物と調和する色彩で単色である場合</p> <p>(2) 高さ、表示面積及び位置が第3種許可地域の基準を満たす場合</p>
壁面広告物 (2階以下の部分を除く。)		表示内容
	意匠	箱文字又は切文字。ただし、地色が白又は建築物と調和する色彩で単色である場合については、この限りでない。
	表示面積	別表第2に規定する第3種許可地域の基準を準用する。
	位置	別表第2に規定する第3種許可地域の基準を準用する。
突出広告物 (袖看板)		<p>2階以下の部分を除き、掲出してはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 表示内容が文字又は記号で、かつ、地色が白又は建築物と調和する色彩で単色である場合</p> <p>(2) 高さ、表示面積及び出幅が第3種許可地域の基準を満たす場合</p>
上記以外の広告物		
上記広告物に関する共通事項	色彩 (2階以下の部分を除く。)	
	照明等 (2階以下の部分を除く。)	過度に点滅する照明を使用しないこと。